

平成28年度補正予算事業

石油製品安定供給確保支援事業  
申請手引書

灯油配送合理化促進支援補助事業  
【灯油配送用タンクローリー用】

一般社団法人 全国石油協会

平成28年12月

## 1. 事業目的及び概要

本事業は、石油製品の安定供給体制を確保するため、長期的な事業継続が可能な中小石油販売業者等に対して、燃料配送コストの合理化等による生産性向上の取組を支援します。具体的には、「石油製品の供給不安地域」、「豪雪地」又は「過疎地域」において、小型ローリーの大型化や配送用ローリーの共同所有等による灯油配送を行うため「灯油配送合理化」に必要な灯油配送用タンクローリーの導入を支援するものです。

このため、補助金を受給した場合、申請時に提出いただく「灯油配送合理化計画」に基づき、上記石油製品の供給不安地域等への灯油配送量を増加させる必要があります。

## 【平成27年度補正予算事業からの変更点】

### 1. 灯油以外の石油製品の積載について

タンクが1室のタンクローリーで重油配送を行うことを禁止します。

複数室あるタンクローリーは、灯油積載量が拡大されていれば、灯油を積載する室以外で灯油以外の油種の積載を認めます。

### 2. 灯油配送用タンクローリーの設置場所について

補助金を受給して購入する灯油配送用タンクローリーを補助対象外地域（補助対象地域は、P11 2）参照）に設置する場合、設置予定場所から補助対象地域に対して、購入するタンクローリーのタンク容量に応じて、平成27年度に下記の配送先件数（需要家件数）又は配送量の実績があることが条件です。

この実績に満たない場合は、申請できませんのでご注意ください。

タンク容量	申請に必要な配送件数	申請に必要な灯油配送量
1KL未満	20件	18KL
1KL超10KL未満	50件	86KL
10KL超	10件	77KL

※ 地域：総務省 全国地方公共団体コードに基づく市区町村

※ 設置場所：所轄消防署等による「完成検査済証」等の常置場所の住所

### 3. 申請者の区分に「石油製品の供給不安地域等の地方自治体」を追加

本会ホームページに掲載の「石油製品の供給不安地域等」の地方自治体が、次の要件を満たす共同グループを構成する場合申請が可能です。

〔地方自治体の共同グループ要件〕

- ・地方自治体が補助金を受給して購入する灯油配送用タンクローリーの所有者（＝補助金の受給者）となる場合に限る
- ・地方自治体を含む2社（者）以上で構成すること
- ・地方自治体を除く構成員の過半数が、揮発油販売業者かつ中小企業であること

### 4. 申請者資格要件の追加

揮発油販売業者が単独で申請する場合や共同グループの構成員の「いずれかに該当すればよい」要件に「直近決算期において営業利益（会社（個人業者含む）全体の営業利益又は灯油配送業務にかかる営業利益）が2期連続で黒字であること」を追加しました。

#### 5. 補助金交付申請に関する現地調査を実施

会計検査院が昨年実施した実地検査の結果を踏まえ、全申請者の中からランダムに抽出した申請者に対し、「補助金交付申請書」や「灯油配送合理化計画（灯油配送用タンクローリー申請用）」記載の昨年度配送実績及びその根拠となる納品書等について本会や石油組合が調査を行います。

調査の結果、記載事項に誤りがあった場合は、申請書類の差し替えが必要となります。

また、納品書等が保管出来ていない等により「灯油配送合理化計画（灯油配送用タンクローリー申請用）」の記載内容が確認できない場合、補助金交付申請書を返却する（補助金の受給が出来ない）ことがあります。

納品書等に基づいた配送実績を正確に記載するようにして下さい。

#### 6. 灯油配送実績について

補助金受給後に提出する「灯油配送実績報告書」（補助対象地域別）で、申請時に計画した「灯油配送合理化計画」に記載した内容が実現できず補助事業の成果が達成されていないと思われる場合、達成できない原因を分析し、必要な指導等を行うことがあります。

1) 予算額：39.8億円（経営安定化促進支援補助事業、灯油配送合理化促進支援補助事業との内数）

2) 補助率：2/3以下

3) 補助金上限額

①タンク容量が10KL未満のタンクローリー：400万円

補助対象額（600万円）×補助率（2/3）＝補助金（上限：400万円）

②タンク容量が10KL以上のタンクローリー：1,000万円

補助対象額（1,500万円）×補助率（2/3）＝補助金（上限：1,000万円）

※灯油配送用貯蔵タンクの補助申請を併せて行う場合、1社（者）あたりの補助金上限額は、合計2,000万円となります。

4) 受付期間：第1回：平成28年12月26日～平成29年2月10日

第2回以降：未定

※・受付期間終了後、予算の範囲内で順次交付決定を行います。

・予算を超える申請があった場合（経営安定化促進支援事業・灯油配送用貯蔵タンク補助事業の申請を含む）、その受付期間中の全申請者を対象に予算の範囲で、補助率を2/3以下に按分して交付決定します。

### 【注意事項】

5) 1事業者1回（1台）のみの申請となります（共同グループで申請した場合、その構成員は他の共同グループの構成員としての申請又は単独での申請は出来ません）。

6) 予算を超える申請があった場合、補助率を2/3以下に減率することとなるため補助金の額が上限額（400万円または1,000万円）とならないことがあります。

7) 発注先との契約は、本会から送付する「交付決定通知書」の日付以降で交わしてください。事前に契約した場合は、補助金交付の対象外となります。

8) 灯油配送用タンクローリー購入後、11ページに基づく既存車及び購入した灯油配送用タンクローリーで、補助対象地域へ灯油を配送した全ての実績を集計し「灯油配送実績報告書」（配送地域別）に記入（押印）のうえ提出していただくことが補助金交付の条件となります。

※灯油配送用タンクローリーを購入していても、購入した灯油配送用タンクローリーを使用した配送実績がない場合は、補助金交付の対象外となります。

- 9) 購入した灯油配送用タンクローリーの納期（納車）が遅れたことにより、実績報告書の提出が期限内に間に合わなかった場合も補助金交付の対象外となります。

**※実績報告書提出期限：平成30年2月9日（本会着）**

- 10) 処分制限期間中（最長4年間）に、共同グループで3社以上が継続できない場合（契約解除等）、補助目的外と見なされるため下記の場合を除き、処分制限期間の残存期間に相当する補助金額の国庫返納が必要となりますのでご注意ください

**【補助金の国庫返納が必要とならない場合】**

- ・ 提携先との契約解除後、新たな先と速やかに契約することにより、3社以上の共同グループが維持できる場合。
- ・ 提携先が廃業等した場合、概ね6ヶ月以内に新たな先との契約により、3社以上の共同グループが維持できる場合。その際、提携先の廃業等から3ヶ月後に、現況を本会に報告することが条件。

※上記について、新たな提携先との契約後も共同グループの要件を全て満たしていること。

※構成員は、地方自治体による共同グループの場合は2社（者）以上

- 11) 補助事業にかかる経理について、次の通りしておく必要があります。
- ・ 補助金以外の経理と明確に区別し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくこと。
  - ・ 当該会計帳簿及び収支に関する証拠書類（補助金申請手続きに係る全ての書類含む）について、補助事業完了の日の属する会計年度（4月1日～3月31日）の終了後5年間保存しておくこと。
  - ・ 当該証拠書類について、本会や国から要求があった時は、いつでも提供・閲覧できるようにしておくこと。

- 12) 本補助金は、国からの補助金を原資として、本会を通じて補助対象者に交付されるものであり、法人税法第42条に規定する国庫補助金等に該当します。

したがって、本補助金を補助金の交付の目的に適合した固定資産の取得に充てた場合には、本補助金のうち固定資産の取得に充てられた部分の金額について法人税法第42条の規定を適用することができます。

※当該補助金のうち、撤去費等、固定資産の取得以外に充てられた部分の金額については、法人税法第42条の規定を適用することはできません。

- 13) 発注先が申請者自身である場合（自社調達を行う場合）は、国の補助事業事務処理マニュアルに基づく「利益等排除」を行います。

**【補助事業における自社調達を行う場合の利益等排除の考え方】**

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など<sup>※</sup>）をもって補助対象経費に計上します。

<sup>※</sup>補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

- 14) 灯油以外の石油製品の積載について

タンクが1室のタンクローリーで重油配送を行うことを禁止します。

複数室あるタンクローリーは、灯油積載量が拡大されていれば、灯油を積載する室以外で灯油以外の油種の積載を認めます。

- 15) 灯油配送用タンクローリーの設置場所について

補助金を受給して購入する灯油配送用タンクローリーを補助対象外地域（補助対象地域は、P11 2) 参照）に設置する場合、設置予定場所から補助対象地域に対して、購入するタンクローリーのタンク容量に応じて、平成27年度に下記の配送先件数（需用家件数）又は配送量の実績があることが条件です。

この実績に満たない場合は、申請できませんのでご注意ください。

タンク容量	申請に必要な配送件数	申請に必要な灯油配送量
1KL未満	20件	18KL
1KL超10KL未満	50件	86KL
10KL超	10件	77KL

※ 地域：総務省 全国地方公共団体コードに基づく市区町村

※ 設置場所：所轄消防署等による「完成検査済証」等の常置場所の住所

- 16) 補助金交付申請に関する現地調査を実施

会計検査院が昨年実施した実地検査の結果を踏まえ、全申請者の中からランダムに抽出した申請者に対し、「補助金交付申請書」や「灯油配送合理化計画（灯油配送用タンクローリー申請用）」記載の昨年度配送実績及びその根拠となる納品書等について本会や石油組合が調査を行います。

調査の結果、記載事項に誤りがあった場合は、申請書類の差し替えが必要となります。

また、納品書等が保管出来ていない等により「灯油配送合理化計画（灯油配送用タンクローリー申請用）」の記載内容が確認できない場合、補助金交付申請書を返却する（補助金の受給が出来ない）ことがあります。

納品書等に基づいた配送実績を正確に記載するようにして下さい。

17) 灯油配送実績について

補助金受給後に提出する「灯油配送実績報告書」(補助対象地域別)で、申請時に計画した「灯油配送合理化計画」に記載した内容が実現できず、補助事業の成果が達成されていないと思われる場合、達成できない原因を分析し、必要な指導等を行う場合があります。



## 2. 申請要件

### 1) 申請者資格

中小企業者または個人、かつ揮発油販売業者であること。(ただし、共同グループの構成員の過半数が中小企業、揮発油販売業者であれば、非中小企業(地方自治体を含む)も申請可能。)

また「灯油配送の合理化」を実施、補助対象地域へ継続して灯油の配送を行うこと  
且つ揮発油販売業者の場合、次のいずれかの要件を満たすこと。

#### 【揮発油販売業者の要件】

##### ①事業承継を行う給油所を運営していること

次のいずれかに該当する「事業承継」を平成28年10月14日以降から実績報告書提出までに行い、営業継続する給油所。

イ. 品質確保法に基づく「承継」(個人事業者の場合の相続、法人の場合の吸収合併等)を行い、営業継続する給油所。

(例) 相続 … A店主が子Bへ事業相続する場合(運営する給油所全てが対象)

(例) 合併 … 揮発油販売業者が合併する場合(運営する給油所全てが対象)

(例) 代表者変更 … 法人内で代表者変更する場合(協会ホームページに掲載の「石油製品の供給不安地域」に所在する給油所のみ対象)

ロ. 他の揮発油販売業者が運営する給油所を譲り受けるため、品質確保法に基づく「承継」または「変更登録」を行い、営業継続する給油所。

(例) 承継 … Aが運営する全ての給油所をBに譲渡する場合(Bが対象者、Aから譲り受けた給油所全てが対象)

(例) 変更登録 … Aが運営する一部の給油所をBに譲渡する場合(Bが対象者、Aから譲り受けた給油所全てが対象)

##### ②運営する給油所のうち、「申請日から過去5年以上継続して運営している給油所に対し、申請日から過去5年以内に下記の設備について100万円以上(消費税抜き)の設備投資を行っていること。」 (申請時において既に設備投資が行われていること。)

・100万円以上(消費税抜き)の設備投資は、以下の通り。(修理費用は設備投資に含みません。)

イ. 地下タンク(配管含む)

ロ. 計量機(POS含む) ※POSは、ソフト、ハード、周辺機器の全てを対象とします。

ハ. ペーパー回収設備

ニ. タンクローリー(荷卸システム含む)

※イ. については、FRPライニング、精密油面計、電気防食の改修工事は対象とします。

※ハ. については、石油製品荷卸し設備(ステージⅠ)及び計量機(ステージⅡ)ともに対象とします。

※ニ. については、積載型タイプの場合は、車両と積載タンクの両方の設備投資であること。

・上記イ. ~ニ. については、リース導入で行っている場合も対象とします。(リース契約額が100万円以上(消費税抜き)であること。)

・上記イ. ~ニ. については、補助金を受給している設備の場合も対象とします。(総額が100万円以上(消費税抜き)であること。)

### ③直近決算期において2期連続黒字であること

「石油製品安定供給確保支援補助事業 補助金交付申請書 財務状況の判定表（細則様式第7）」に基づき算出した営業利益が、申請日から過去直近2期の決算において連続黒字であること。

営業利益・・・本事業においては、次の何れかの営業利益のこと

- ・申請者の会社全体（個人事業者含む）の営業利益（決算書類の提出が必要）
- ・灯油配送業務にかかる営業利益（決算書類等で確認できる場合に限る）

【灯油配送業務にかかる営業利益要件で申請する場合の注意事項】

- ・灯油配送業務にかかる売上高、売上原価、販管費が確認できる伝票、集計表等の提出が必要です。
- ・上記書類の提出が出来ない場合等で灯油配送業務にかかる営業黒字が明確に確認出来ない場合は採択できませんのでご注意ください。

### 【地方自治体の要件】

・石油製品の供給不安地域等（本会ホームページ参照）の地方自治法に基づく地方公共団体のこと。

### ア) 共同グループ要件

※共同グループは、次の全ての要件を満たしていること。

- ・3社（者）以上で構成していること（地方自治体による共同グループの場合は2社（者）以上）。
- ・過半数が中小企業者等であること。
- ・過半数が揮発油販売業者であること。
- ・購入する灯油配送用タンクローリーの帰属（財産管理等を行う者）を明確にできること。
- ・申請時に「業務提携書」等を提出できること。
- ・構成員のうち、揮発油販売業者は、上記「揮発油販売業者の要件」を満たすこと。
- ・構成員のうち、揮発油販売業者ではない者は、申請日から5年以内に定款に定める事業に係る50万円以上（消費税抜き）の設備について合計100万円以上（消費税抜き）の投資を行っていること。

※補助対象地域に灯油配送を行う補助対象地域周辺の上記の社（者）を含む

※「灯油配送」は、補助対象地域に所在する一般消費者や最終需要家だけでなく、他の燃料店等への配送を含みます。

### イ) 中小企業者等の揮発油販売業者要件

- ・揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づく登録事業者であること
- ・中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者又は個人であること

【中小企業者】

- ・小売業の場合：資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社、又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社
- ・卸売業の場合：資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社、又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社  
卸売業・・・副特約店等の他の揮発油販売業者に石油製品の卸売りをを行うこと

※「卸売業」の場合、次のいずれかの書類を提出することが必要になります。

- ①副特約店等との間で交わした「卸売販売契約等写し」
- ②「品質維持計画認定申請書写し」及び当該申請書に添付する「申請前流通経路及び申請後流通経路証明書並びに品質維持誓約書写し」

※非中小企業者：中小企業者等に該当しない者

※万一、申請資格要件及び共同グループの構成員に関する要件を満たさなくなった場合は、補助金交付前であれば申請の取消しを行ってもらい、交付後であれば補助金の取消し及び返還が必要になる可能性がありますので、ご注意下さい。

※補助金交付前・交付後に関わらず、会社の合併、統合、名称変更、代表者変更等があるときは必ず本会に対し報告して下さい。

ウ) 灯油配送の合理化要件

次の何れかの合理化を図ることを要件とする。

・共同配送による合理化

揮発油販売業者等が、共同グループを構成し補助対象地域に継続して灯油配送を行うこと。

・灯油配送用タンクローリーの大型化・増車による合理化

中小企業等の揮発油販売業者が、灯油配送用タンクローリーを大型化・増車して補助対象地域へ継続して灯油配送を行うこと。

●灯油配送用タンクローリーの大型化・増車の考え方

○大型化の考え方

- ・揮発油販売業者が、現在使用している灯油配送用タンクローリーを手放し、新たに貯蔵量の大きい灯油配送用タンクローリーを導入し、配送量を増やすこと。
- ・「**現在使用している灯油配送用タンクローリー**」を手放すのは、「**補助金で購入する灯油配送用タンクローリー**」納車後とすること。
- ・「灯油配送の合理化」を実施しない単なるタンクローリーの入換えは、対象外。

○増車の考え方

- ・揮発油販売業者が、新たに灯油配送用タンクローリーを導入し、配送量を増やすこと。

【要件（全て満たすこと）】

- ・申請時に登録した「既存車」を、補助金で購入したタンクローリーの処分制限

期間中（中古車の場合は2年間、新車の場合で総排気量2リットル以下は3年間、その他のものは4年間）保有し続けること。

- ・補助金で購入したタンクローリーの処分制限期間中（中古車の場合は2年間、新車の場合で総排気量2リットル以下は3年間、その他のものは4年間）、本会の求めに応じて補助対象地域に対する灯油配送実績を報告すること。

※既存車：申請時点において、導入する予定の灯油配送用タンクローリーを設置する場所（拠点）に既に保有し補助対象地域に灯油を配送しているタンクローリー。

※補助金受給後、1年目に補助対象地域への配送実績書類を提出していただきます。

※補助金受給後、灯油配送用タンクローリーの増車による灯油配送の合理化が継続できなくなった場合は理由書を提出していただきます。

※既存車を期間内に手放した場合、やむを得ない事情（事故・耐用年数の終了等）を除き補助金の残存期間に相当する補助金額の国庫返納が必要となります。

※なお、耐用年数を超えた既存車の継続使用を強制する趣旨ではないものの、補助金で購入したタンクローリーの処分制限期間中は、合理化計画の達成状況についてフォローアップが求められる点に留意すること。

## 2) 補助対象地域（具体的な地域は本会ホームページ参照）

### ①石油製品の供給不安地域等・・・下記の何れかの地域

- ・100kmあたりの給油所数が8つ以下の市区町村として、本会が設定した地域
- ・新たに購入する灯油配送用タンクローリーを設置する給油所から道路距離で5km以内に現に営業している他の給油所が1つ以下である地域

### ②豪雪地・・・豪雪地帯対策特別措置法に基づく「豪雪地帯」又は「特別豪雪地帯」

### ③過疎地域・・・「供給不安地域等」及び「豪雪地」を除く過疎地域自立促進特別措置法に基づく「過疎市町村」、「過疎みなし市町村」又は「過疎のある市町村（一部過疎地域のみ）」

## 3) 補助の対象となる費用

灯油配送用タンクローリーの購入にかかる費用のうち、補助金交付の対象となる費用は、次の費用です。

- ①本体購入費（灯油配送に最低限必要な付帯設備に係る費用を含む）
  - ・車両本体 ・タンク本体（架装部品、架装作業費含む）
  - ・社名文字記入 ・元売指定色等塗装 ・消火器 ・「危」標識
  - ・寒冷地仕様（タイヤチェーンやスタッドレスタイヤは同時購入する場合のみ対象）
- ②代行手数料（書類作成費を含む）
  - ・車庫証明手続き代行費 ・検査登録手続き代行費 ・下取車手続き代行費
  - ・納車費用 ・消防手続き代行費
- ③消防納付金

※中古も対象となります。

※灯油配送用タンクローリーの「タンク」のみ、「車両」のみの申請は不可です。

※分割払いによる購入やリースによる導入は補助対象外となります。

### 3. 補助金受給後に生じる義務

#### 1) 財産管理

補助金を受給した申請者は、購入した灯油配送用タンクローリーについて、処分制限期間中、次の財産管理を行わなければなりません。

- ①処分制限期間：・総排気量が2リットル以下：3年  
・上記以外：4年

【中古の場合】（国税庁ホームページより）

経過年数	処分制限期間
・上記の処分制限期間の全てを経過している場合	「新車(タンク車)の耐用年数×20%」の期間
・上記の処分制限期間の一部を経過している場合	「新車(タンク車)の耐用年数－経過年数) ＋(経過年数×20%)」の期間

○算出した年数に1年未満の端数があるときは、端数は切り捨てます。  
○算出した年数が2年に満たない場合は、2年とします。  
<計算例>※総排気量が2リットル超のタンク車の場合  
新車(タンク車)の処分制限期間:4年(経過年数:2年の場合)  
(4年－2年)＋(2年×20%)＝2.4年→2年(端数切り捨て)

※上記「処分制限期間」は、本事業における補助金で取得した設備の「財産管理処分制限期間」であり、減価償却する際の耐用年数ではありません。

#### ②財産管理にかかる注意点：

灯油配送用タンクローリーを本会の許可なく「処分」することは出来ません。

万一、処分してしまった場合は、国の規定に基づき算出した額を本会を通じて国に返納しなければなりません。

また、本会の承認を得て処分した場合でも、次のような場合は補助金の返納が必要となります。

【補助金の国庫返納が必要となる場合】

- 処分したことにより収入がある、またはあると見込まれるとき
- 処分時点で処分制限期間の残りの期間があるとき

※処分の定義：

- ①転 用：取得した財産の所有者の変更を伴わない目的外使用
- ②譲 渡：取得した財産の所有者の変更
- ③交 換：取得した財産と他人の所有する他の財産との交換
- ④貸付け：取得した財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更
- ⑤担保に供する処分：取得した財産に対する抵当権、その他の担保権の設定
- ⑥取壊し：取得した財産の使用を止め、取り壊すこと
- ⑦廃 棄：取得した財産の使用を止め、廃棄処分すること

※補助金を受給して購入した灯油配送用タンクローリーを、処分制限期間内に手放した場合（自損・他損事故等による廃車を含む）、補助金の残存期間に相当する補助金の返納が必要となります。

### ③財産管理の内容：

- ・「取得財産等管理台帳」を作成し、保管する。
- ・「取得財産管理明細表」を作成し、毎年度更新する。
- ・灯油配送用タンクローリー購入後、処分制限期間が終了するまでの2年に1度の年度末までに、購入した灯油配送用タンクローリーにかかる「減価償却台帳」等写し、及び上記②の「取得財産管理明細表」を本会に提出する。

## 2) 実績報告及び改善計画の提出

### ①実績報告について

イ) 申請者が、交付申請書の別紙「灯油配送合理化計画」に記載した補助対象地域に対し灯油を配送し、実績報告書の別紙「灯油配送実績報告書」を用いて、実績を報告する必要があります。

ロ) また補助金受給後5年度間（平成29年度から平成33年度まで）、補助対象地域へ灯油を配送した各年度の全ての実績を「灯油配送実績報告書」（配送地域別）に記入（押印）して本会に提出していただきます。

提出期限は、翌年度4月の第2週最終営業日まで。

※上記内容の実績が確認できない場合、補助金の返還が必要となる場合がありますので、十分注意して下さい。

ハ) 当初、「灯油配送合理化計画」に記載した内容が実現できていない場合及び、「灯油配送合理化計画」の内容に変更が生じた場合「改善計画／合理化計画変更様式」の提出が必要です。

## 3) 法令順守義務

- ・交付申請書に添付する「誓約書（細則様式第2）」の内容については、補助金の交付を受けた年度末まで、要件を満たす必要があります。
- ・万一、要件を満たさなくなった場合は、補助金交付前であれば、申請の取消しを行ってもらい、交付後であれば、補助金の取り消し及び返還が必要になる可能性がありますので、ご注意下さい。
- ・補助金交付前、交付後に関わらず、会社の合併、統合、名称変更、代表者変更等があるときは、必ず本会に対し報告して下さい。
- ・補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下、「適正化法」という。）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、業務方法書及び交付決定の際に付した条件に関する違反が判明した場合、次の措置が講じられることになる。

- ・ 交付決定の取消、補助金等の返還及び加算金の納付。
- ・ 適正化法第 29 条から第 32 条までの規程による罰則。
- ・ 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定の不実施。
- ・ 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。



## 4. 申請から補助金交付までの流れ

1) 交付申請（申請者 → 石油組合 → 石油協会）

### 【交付申請に必要な書類】各様式は本会ホームページからダウンロードして下さい

- ① 交付申請書（様式安定供給第1号）
- ② 「共同グループ」・「灯油配送用貯蔵タンク共同利用」提携先一覧（申請書別紙1）  
※共同グループで申請する場合のみ、記入押印のうえ申請書に添付して下さい。
- ③ 「誓約書」（暴力団排除に関する誓約事項）（別紙）
- ④ 「灯油配送合理化実施に係る誓約書」（細則様式第1）
- ⑤ 「誓約書」（細則様式第2）
- ⑥ 「灯油配送合理化計画」（細則様式第3）灯油配送用タンクローリー申請用
- ⑦ 「取得財産等の管理・処分に係る誓約書」（細則様式第4）
- ⑧ 申請者の「役員等名簿」（細則様式第5）
- ⑨ 事業承継を行う給油所の要件で申請する者の場合は、品質確保法の「変更登録申請書写し」又は「揮発油販売業承継届出書写し」（経済産業局等の受付印があるもの）  
※申請書の提出後に事業承継する場合は、実績報告書の提出時に添付すること
- ⑩ 申請日から過去5年以上継続して給油所の運営を行っており、申請日からして過去5年以内に100万円以上（消費税抜き）の設備投資を行っている給油所の要件で申請する者の場合は、その設備投資を行ったことが確認できる次のいずれかの書類
  - ・「請求書写し」及び「金融機関振込依頼書写し（金融機関の受付印があるもの）」等の支払証票の書類
  - ・「資産償却台帳写し」等
  - ・補助金額確定通知書写し（石油協会又は全石連のものに限る）
  - ・リース導入を行ったもので証明する場合は、「リース契約書写し」
- ⑪ 2期連続黒字であることの要件で申請する場合は、「財務状況の判定表（細則様式第7号）」  
※「財務状況の判定表」に記載の添付書
- ⑫ 2社以上の見積書写し（同一条件のもの）
  - ・中古車を購入する場合で、一般の競争に付することが困難な場合は、同条件の市場価格が確認できるもの。
- ⑬ 申請者の企業規模（中小企業で小売業の場合）が確認できる書類（下記のうちいずれか1点、共同グループで申請する場合は、構成員全員（全社）分）
  - ・商業登記簿謄本写し（申請時において最新の内容のもの）
  - ・給与所得者の源泉所得税領収書（納付書）写し
  - ・法人税確定申告書に添付する「法人事業税概況説明書」写し
  - ・所得税確定申告書第2表写し
  - ・その他、資本金又は出資の総額或いは、常時使用する従業員の数が確認できる書類※中小企業で卸売業の場合は、卸売業を証明する下記の何れかの書類も必要です。
  - ・副特約店等との間で交わした「卸売販売契約等写し」
  - ・「品質維持計画認定申請書写し」及び当該申請書に添付する「申請前流通経

路及び申請後流通証明書並びに品質維持誓約書写し」

- ⑭「大型化」で申請する場合、手放す予定のタンクローリーにかかる次のいずれかの書類
  - ・車検証写し及び「危険物貯蔵所設置許可申請書（消防機関の受領印のあるもの）」写し
  - ・車検証写し及び「車両番号及び灯油貯蔵量」が確認できる写真
  - ・その他タンクローリーの所有名義及び灯油貯蔵量が確認できる書類
- ⑮共同グループで申請する場合にあっては、業務提携内容等が確認できる契約書等写し
- ⑯その他、本会が必要に応じて要請する書類

2) 交付決定通知書（石油協会 → 石油組合 → 申請者）

3) 交付決定通知日以降の日付で契約、発注

4) 灯油配送用タンクローリー設置日以降の日付で補助対象地域への灯油配送

5) 実績報告書（申請者 → 石油組合 → 石油協会）

**※実績報告書提出期限：平成30年2月9日（本会着）**

**【注意】**

購入した灯油配送用タンクローリーの納期（納車）が遅れたことにより、実績報告書の提出が間に合わなかった場合も補助金交付の対象外となります。

**【実績報告に必要な書類】**各様式は本会ホームページからダウンロードして下さい

- ①「補助事業実績報告書（様式安定供給第10号）」（「灯油配送実績報告書」（灯油配送用タンクローリー申請用）を含む）

※「灯油配送実績報告書」について

- ・既存車及び購入した灯油配送用タンクローリーを使用して補助対象地域へ灯油を配送した全ての実績を集計して記入（押印）して提出して下さい。
- ・灯油配送実績内容について石油協会や国が調査を行うことがあります。
- ・実績の基となる日別、月別の実績は、各自で管理して下さい。
- ・各配送先に対する納品書や請求書等の写しを提出していただくことがありますので、必ず保管して下さい。

- ②「注文書」、「注文請書」写し又は「契約書」写し

- ③「請求書」写し

- ④申請者が代金を支払っていることが確認できる書類（金融機関の「振込依頼書写し）

- ・支払いは、申請者名義で金融機関への振込みとして下さい。
- ・インターネットバンキングで振込みを行った場合は、次のいずれかの書類を添付して下さい。
- ・「振込みの受付書類」及び「振込みの送金結果（振込み日以降の日付である

もの)」写し

- ・「振込みの受付書類」及び「通帳表紙と取引部分のページ写し（当座支払いであれば、金融機関から送られてくる当座勘定照合明細書写し）」
- ・小切手払いで行った場合は、「小切手の半券写し」及び「金融機関から送られてくる当座勘定照合明細書写し」
- ・現金払いの場合は、領収証写し及び現金出納簿等の写し（現金払いした理由を確認する場合があります）
- ・回し手形による支払は対象外となりますので注意してください。

⑤「車検証」写し（申請者と所有者が同一のもの）

- ・「タンク車」として登録されているものであること

⑥消防法に基づく「危険物貯蔵所設置許可申請」を行った場合は、次の書類（全て消防署等の受領印等のあるもの）

- ・所轄消防署等へ申請した「危険物貯蔵所設置許可申請書」写し（構造設備明細等の添付書類を含む）
- ・当該申請に対する「設置許可証」写し
- ・当該許可証に対する「完成検査申請書」写し
- ・当該申請書に対する「完成検査済証」写し

⑦指定数量未満の貯蔵量で、⑥の手続きを行っていない場合は、「少量危険物貯蔵届出書」等写し（消防署等の受領印のあるもの）

⑧購入した灯油配送用タンクローリーのカラー写真（日付入り）

- ・前後左右方向から撮影、車両ナンバーが確認できること
- ・積載油種が灯油であることが確認できること
- ・スタッドレスタイヤ、タイヤチェーン、消火器等灯油配送用タンクローリーと同時購入している備品等がある場合は、その写真

⑨タンクローリー大型化で申請した場合、手放したローリーの「抹消登録した車検証」等及び消防法に基づく「廃止届出書」写し（申請時に提出した車両にかかるもの）

⑩取得財産等管理明細表（様式安定供給第19号）

⑪事業承継を行う給油所の要件で申請を行った者で、申請書の提出後に事業承継を行った場合は、品質確保法の「変更登録申請書写し」又は「揮発油販売業承継届出書写し」（経済産業局等の受領印のあるもの）

⑫その他、本会が必要に応じて要請する書類

6) 額の確定通知（石油協会 → 石油組合 → 申請者）

7) 支払請求（申請者 → 石油組合 → 石油協会）

8) 補助金交付（石油協会 → 申請者）

## 資源エネルギー庁から消費税の表示方法についてのお願い

### 石油製品店頭価格の消費税表示方法について

消費税は平成26年4月より8%に引き上げられておりますが、その表示方法については、消費税法(昭和63年法律第108号)第63条に規定する総額表示義務の特例として、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じているときに限り、税込価格を表示することを要しないもの等(※1)としています。

しかしながら、サービスステーション(SS)における価格表示が主として走行中の車の中にいる者を対象とするとの特性を有することから、一般消費者の価格誤認や流通の現場での混乱を防ぎ、事務負担を軽減する観点から、平成29年3月31日までの特例期間においても、SSにおける価格表示については総額表示としてください。

本内容に関するお問い合わせ先  
資源エネルギー庁石油流通課

「灯油配送合理化促進支援事業」の補助事業に関するお問い合わせは、石油組合又は石油協会にお願いします。

※1 「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(平成25年法律第41号)第10条